



(1)



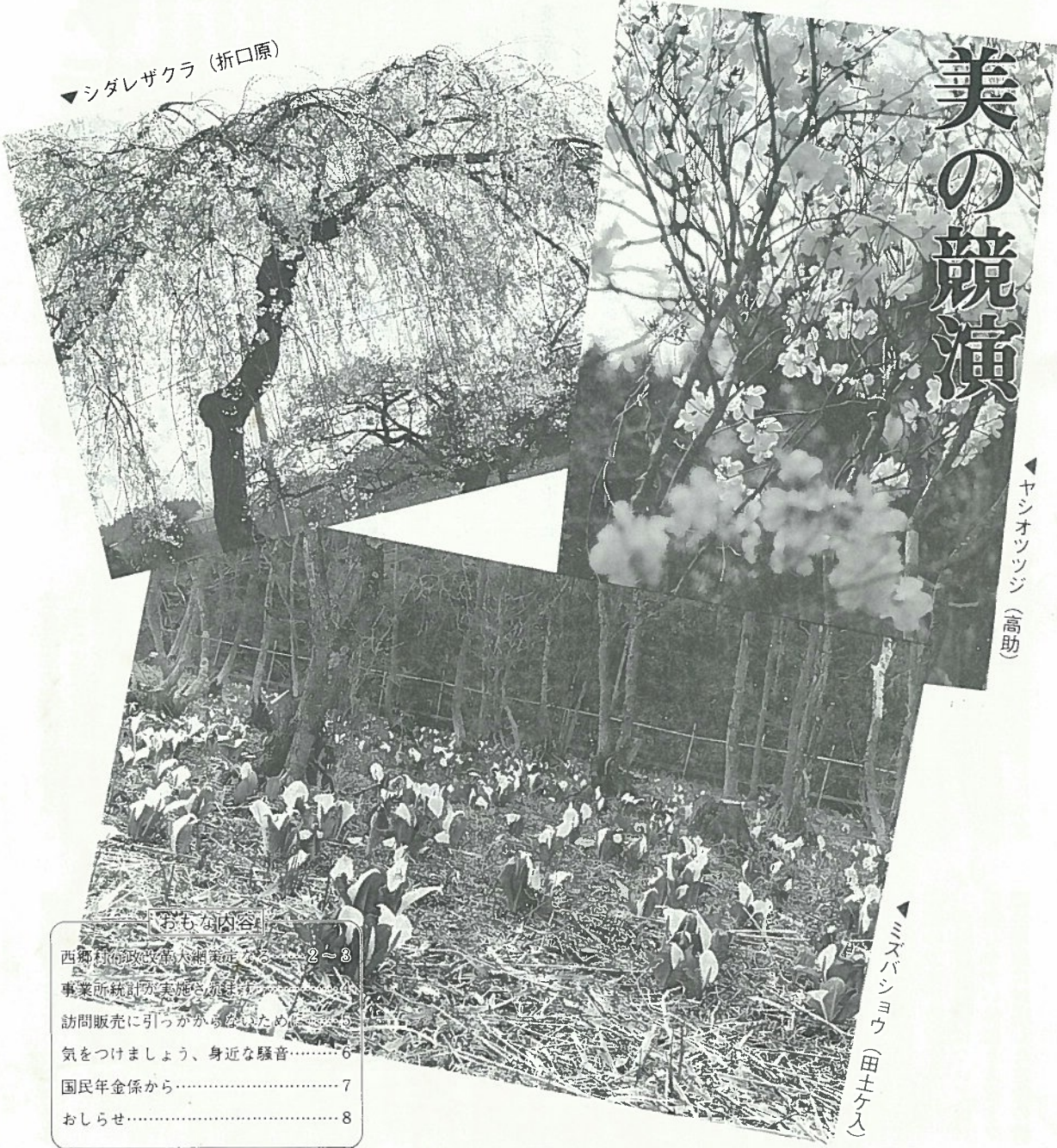
にしごう

広報にしごう第186号
昭和61年6月1日

VOL.6

■人口のうごき 人口14,830人(+57) 男7,507人(+59) 女7,323人(-2) 世帯数3,615戸(+37) 5月1日現在()は対前月比

▼シダレザクラ (折口原)



美の競演

▲ヤシオツツジ (高助)

▲ミスバシヨウ (田土ヶ入)

おまな内容

西郷村の政改選挙結果正なる	2~3
事業所統計が実施される	4
訪問販売に引っかけがないため	5
気をつけましょう、身近な騒音	6
国民年金係から	7
おしらせ	8

西郷村行政改革大綱策定なる

よりよい行財政を目指して



▲行政改革推進委員会

国、地方を通じて、地方を通じ厳しい財政環境の中で行政需要は複雑多様化を呈し、年々増大の傾向にあります。このようなか中で個々の行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民の福祉の向上を図るためには、行政の責任分野とともに、対策

の適切な選択を行い、行財政連営の一層の効率化を推進する必要があると見られます。このため、村では昨年十月に広く村民各界の方々からの行政改革に対する提言をいただく組織として西郷村行政改革推進委員会（佐藤輝一会長ほか委員九名）を設置し、本年三月まで十回の委員会を開催、行財政全般にわたり、種々検討を加えてまいりました。この大綱は、同委員会からの提言を受け、村長を本部長とする行政改革推進本部でさらに検討を行い、今後二ヶ年を目途に実施すべき行政改革について策定したものと

です。村民の皆様も、大綱の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。策定しました大綱の基本方針と当面改善すべき措置事項は次のとおりです。

基本方針

(一) 本村を取りまく厳しい行財政環境のなかで多様化する行政需要に対応しつつ、地域社会の活性化及び住民福祉の向上を図るためには、施策の適切な選択を行うとともに、行財政連営の一層の効率化を推進する。

公営住宅の解消に努める。
イ、古い式服の有効利用を図るため公民館事業の教材として活用する。

ウ、老人福祉センターの利用促進について検討する。

エ、村民に対する各種案内文書は広報紙を活用し、文書枚数の削減を図る。

オ、税等納入の口座振替制について広報・指導を強化し、納期内納入の促進及び徴収事務の効率化を図る。

カ、納税等組合単位の口座振替制の促進を図る。

キ、生活路線バスの安定維持と経費節減のため代替バス制の導入を図る。

ク、村単独補助の補助率・限度額・内容等について見直し、縮小・廃止の方向で検討をすすめる。補助金の適正化を図る。

ケ、畜産振興事業基金及び高齢者等に対する肉用牛飼育事業基金を廃止の方向で検討する。

コ、趣味・教養などの講座・教室の参加者負担金は、材料費・保険料・講師謝礼にかかる費用を基準に適正負担額の徴収を図る。

サ、施設関係の使用料を見直し、改正をする。

シ、予算の四半期配当方式を徹底し、年度末の無理した予算

消化的考えを改め効率的予算執行を図る。

ス、分掌事務の見直し
○老人医療事務を保健課国保係に移管する。

○新白河駅前広場の管理を都市計画課に移管する。

○国民健康保険加入脱退届出受付事務を保健課国保係に移管する。

○産業廃棄物処理施設に関する指導及び関係機関との連絡調整事務を保健課衛生係に移管する。

セ、職員給与の口座振込制の導入について検討する。

ソ、閲覧可能公簿を明確にし、手数料の徴収を図る。

(2) 組織・機構の簡素合理化

ア、行政機構の見直しをし、課及び係の統合化を図る。

イ、保育所を住民課へ統合する方向で検討する。

ウ、村公民館運営審議会の必要開催回数を見直し、条例の整備を図るとともに委員定数も削減の方向で検討する。

エ、村スポーツ振興審議会の必要開催回数を見直し条例の整備を図るとともに委員定数も削減の方向で検討する。

オ、村体育指導員については、活動しやすい体制とスポーツ種目増加に対応した定数の検

当面の措置事項

(1) 事務事業の見直し
ア、公営住宅使用料の見直し改正を行う。また、老朽化した

討をする。
 カ、村福祉委員と国民年金委員の組織を統合し報酬については年報酬に改める。
 キ、村保健協力員と村食生活改善推進会議の組織の統合と、定数の削減を図る。
 ク、村健康づくり推進協議会については、定数の削減の検討と併せ必要開催回数を見直し、規則の整備を図る。
 ケ、村交通安全対策会議については組織を充実し、総合交通安全計画の策定を図る。
 コ、村有家畜貸付審査委員会は、畜産振興基金の廃止時に合わせ廃止する。
 サ、村生活改善センター運営委員会は廃止する。
 シ、村防災会議の組織を充実し地域防災計画の見直し整備を図る。
 ス、村水防協議会の組織を充実し、水防計画の策定を図る。
 セ、村交通安全母の会の組織を再編成し活動の活性化を図る。
 ソ、村ソフトボール協会、村野球連盟、村ゲートボール協会の事務局を各団体に移管し、自主運営化を図る。
 タ、村スポーツ少年団の規約等を整備し、村体育協会加盟を促進し自主運営化を図る。
 チ、県南高校保護委員連絡協議

会白河支部西郷地区委員会の事務局を保護者に会に移管する。
 ツ、村勤労者互助会の事務局を村商工会に移管の方向で検討する。
 テ、米消費拡大料理教室の開催は、他団体等の料理教室との連絡調整をとり参加人員の拡大を図るとともに効率的運営に努める。
 ト、任務が同一である二組織の重複活動をさけ合理的運営を図るため、村青少年健全育成協議会を村青少年育成村民会議の下部組織とし、青少年育成のための諮問機関にする。
 青少年のための諸活動は村青少年村民会議が主催する方向で検討する。
 (3) 民間委託、O A化等の推進
 ア、学校給食業務の内、調理・配送部門の民間委託を図る。
 イ、スクールバス近距離利用児童の利用廃止と運転業務の民間委託、又は輸送業務の完全委託について検討する。
 ウ、スポーツ関係施設の管理運営の民間委託を図る。
 エ、戸籍事務、印鑑証明事務のオンライン化を図る。
 オ、財務・会計事務のO A化を図る。
 カ、設計業務のO A化を図る。
 キ、村税、国保税事務のオンラ

イン化を図る。
 (4) 会館等公共施設及び管理運営の合理化
 ア、キャンプ場の管理運営業務を他施設との協同民間委託の方向で検討する。
 イ、児童公園の管理業務を行政区に委託する。
 ウ、新白河駅前広場等の管理業務を民間委託する。
 (5) 給与の適正化
 ア、財政の公表と合わせ給与等の公表をする。
 イ、特殊勤務手当の見直し改正をする。
 (6) 定員管理の適正化
 ア、民間委託、O A化等の導入を図り定員を7%削減する。
 イ、臨時職員の雇用の適正化（長期継続的雇用の防止）を図る。
 (7) その他
 ア、ゴミ収集量の減量化、資源の再利用化を図るため、更に保健委員会と連携を取り自家処理の指導、広報等の運動を強化する。
 イ、ボランティア組織の育成を積極的に推進する。

三十二人に委嘱状

昭和61年度行政区長会

昭和六十一年度第一回行政区長会が、去る四月十八日午前十時西郷村生活改善センターに於て行われました。

初会合の新区長会は、村長より三十二人に委嘱状が交付され、村側から役場の機構の説明や事務連絡などがあり、席上、区長会長に菊池重助さん（川谷）、副会長に後藤誠さん（間の原）がそれぞれ選ばれました。

今後は、行政とのパイプ役としてご協力、ご活躍していただきます。

今年度の行政区長は下記の方々です。

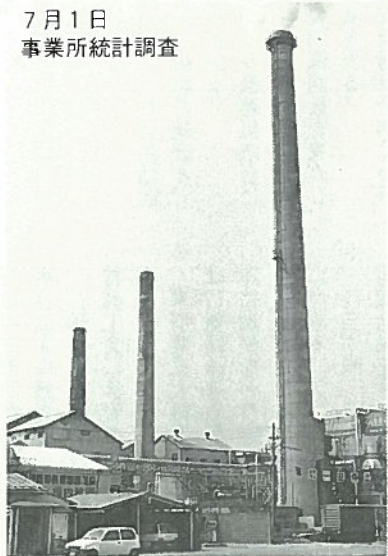


▲昭和61年度区長会

行政区	氏名	行政区	氏名	行政区	氏名
米	坂野 淵太保太 笠子倉生	原船原	原田 下場 中平	川又	原谷 沢森 宅住宅
長	柏赤下 中上 虫真熊 鶴	折	折 新	の	母 住住宅
羽	久羽 名	追	追 真上下間 下上山 牧原大	黒	一芝川 伯黒 甲 折原 用
		夫	夫 夫衛夫 雄衛 由壽道 衛	菅	寺 遠 菊井 近 藤 中井 相
		貞	貞 貞丈清 光春 光吉 昌国		
		木	木 鈴 鈴尾 福森 鈴大猪 須神		
		部	部 重勝 福加信 長盛		
		日	日 石船山 藤藤 川田 石川 井		
		春	春 大真秋 後佐 相藤 大相 石		
		弘	弘 守市松 誠久 吉勇 悟吉 治		

全国一勢に「事業所統計調査」が実施されます

7月1日
事業所統計調査



工場も店舗も

会社も学校も

七月一日現在で、事業所統計調査が全国いっせいに行われます。

この調査は、国勢調査と並ぶ国の最も基本的な統計調査の一つで、事業所について産業別や規模別の基本的構成を、全国、都道府県、市区町村別に明らかにすることがねらいです。

当村におきましても店舗や工場、会社をはじめとして、学校、駅、病院、神社、仏閣など、あらゆる種類の事業所を漏れなく調べることにしています。

調査の結果は、国、都道府県、市区町村での各種の行政施策、例えば、地域開発計画、都市計画、交通対策、雇用対策、公害対策などの基礎資料として、あるいは、民間における事業計画等の策定の基礎資料として広く利用されています。

後日、調査員が各事業所を訪問して、調査票の記入をお願いしますので、調査に御協力ください。

風景入日付印を御利用下さい

この度、西郷郵便局では風景入日付印を作成しました。日付印は、円の中に東北新幹線（新白河駅）と白河インターチェンジを配し、後方には那須連峰を图案化したものです。

一方、磐城熊倉郵便局でも風景入日付印を作成しました。图案は、上羽太天道念仏踊りと小さい円の中には、田土ヶ入の水芭蕉を配し、後方には西郷郵便局同様、那須連峰が图案化されています。

なお、日付印について詳しく知りたい方は左記へお問い合わせ下さい。

記

西郷郵便局

TEL (二五) 二二五一

磐城熊倉郵便局

TEL (二五) 二二二〇

磐城熊倉郵便局



西郷郵便局



全国で十億缶(年間)が「ポイ捨て」

空き缶

暑くなると、のどをうるおすために、自動販売機で缶入り飲料を買うことが多いです。ところで、飲み終わった空き缶、あなたはどのようにしていますか。家の中で飲んでいれば、ゴミ箱などに入れるでしょう。しかし、屋外だったら、飲み終わった空き缶を手持していると、だんだんじやまくなりないます。こんなとき、だれも見えていないからと、かすでも空き缶が捨てられているからと、ポイッと道端などに捨ててしまう人がまだまだ多いようです。

毎年、全国で百億缶を超える缶入り飲料が生産され、その約一割(十億缶)が空き缶としてポイ捨てられています。この数字は、国民一人当たり約十缶ずつ捨てている勘定になります。だれかが拾わなければいつまでもそのまま困ったことに、一度捨てられた空き缶は、ポランテニアの人たちや住民の方々が拾わない限り、捨てられたままの状態になっています。また、雨や風で風化するということもありません。もし、空き缶をだれも拾わなかったら、日本列島が空き缶で埋まってしまおうでしょう。つまり、捨てられた空き缶はだれかが拾わない限り、また缶入り飲料を飲む人たちが捨てないよう心がけない限りなくなりません。

わたしたちの住む町を空き缶で汚さないために、缶入り飲料を飲むときは、次のことに気をつけましょう。

- ▽飲み終わった空き缶は必ず空き缶入れやゴミ箱に入れる
- ▽近くにゴミ箱がないときは、持ち帰る

また、ちよつと気をつけて、落ちていた空き缶を見つけたら拾い、ゴミ箱に入れる——このようなことを実践して、空き缶のないきれいな村づくりを心がけようではありませんか。



訪問販売に引っかけからないために

S F 商法

S Fとは新製品普及会の頭文字をとったものですが、日用品や食料品の安売りあるいは講習会をする、との名目で人を集め、閉めきった場内で熱狂的な雰囲気盛り上げて商品を買わせるので、催民商法ともいわれています。

販売業者の巧みな話術にのせられ、気が付いたら高額商品の購入をしていたというものです。ベッドや健康食品、あんま器、羽毛布団などがあります。



阿武隈川源流の原生林が入選

『森林の森百選』

開発などの手から貴重な森林を守り、人間と自然との共生を目指している「緑の文明学会」と「緑の文明総合研究所」（朝倉孝吉理事長）では、「森林浴の森百選」の選定作業を行っていましたが四月



▲新緑が映える奥甲子の原生林

優秀統計調査員に佐藤さん

昭和六十年国勢調査の優秀調査指導員と調査員に対する国務大臣・総務庁長官表彰伝達式が四月十七日午前十一時より、福島市の杉妻会館で行われました。

表彰状と記念品が手渡されました。

昨年十月に実施した国勢調査の際、調査票の提出期限を守り、内容が正確だった等、功績のあった県内の指導員八百九十三人、調査員一万一千九百九十人の中から国勢調査指導員九人、調査員四十人の合わせて四十九人が選ばれ、直江良昭県出納長から

西郷村からは、統計調査員協議会長の佐藤清さん（芝原）が優秀調査員として受賞されました。



▲表彰状を手に佐藤さん

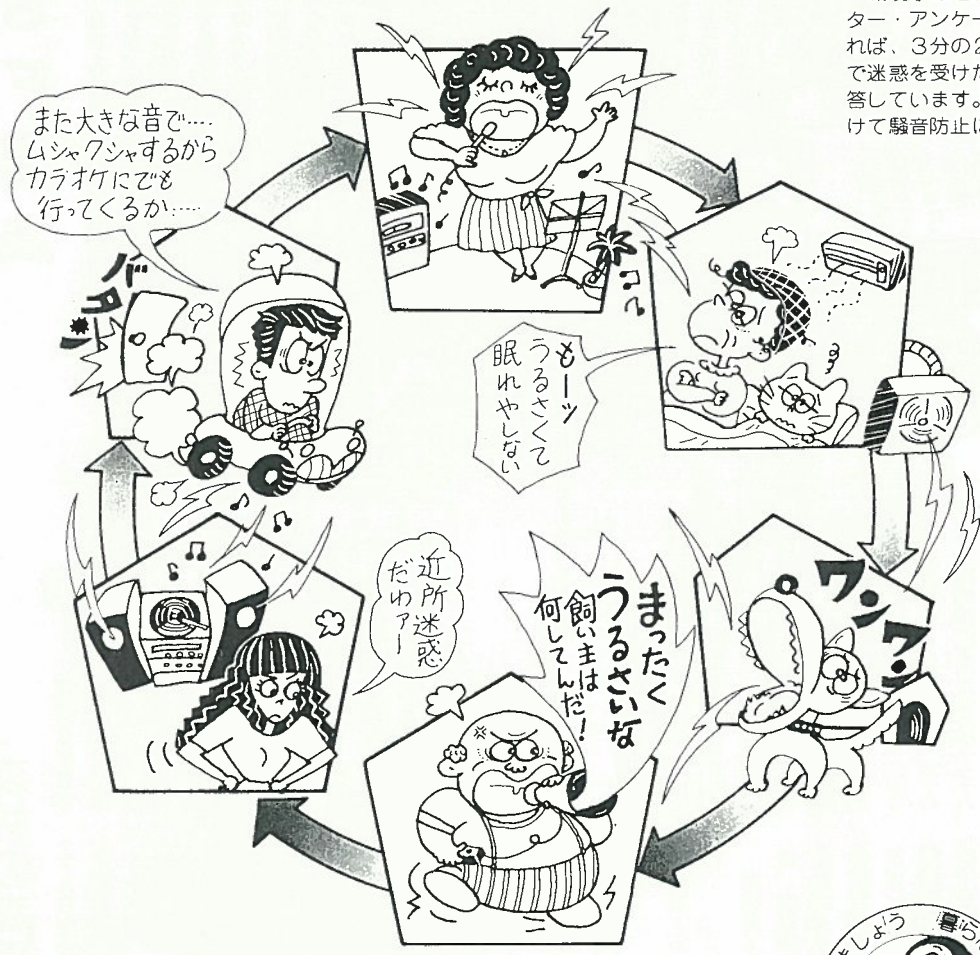


に選定証書が手渡されました。昨年十、十一月の二ヶ月間にわたり募集、全国から五万八千ヶ所の応募があり、その中から八百ヶ所に絞り更に厳選の結果、「森林の森百選」の中に、我が西郷村の新甲子温泉から上流三ヶ附近の高山植物やブナ、シラカバ、カツラなどの原生林が選ばれました。

「うるさい!」と思うことは多くても、自分で出す音には意外と気がつかないもの…。

● 気をつけましょう、身近な騒音

環境庁の昭和58年度環境モニター・アンケート調査結果によれば、3分の2の人が近隣騒音で迷惑を受けたことがあると回答しています。お互いに気をつけて騒音防止に努めましょう。



マイホームを取得すると
いろいろな税とのかかわり
ができてきます。



◎ マイホームと税

〔住宅を取得した時の所得税の軽減〕

マイホームを取得した方で、一定の要件に該当した場合には、入居した年から三年間、所得税が軽減されます。

〔住宅取得資金の贈与の特例〕

父母又は祖父母から住宅取得資金の贈与を受けた場合、三百万円までは贈与税がかからない制度があります。

詳しくは、最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

国民年金に加入されていない「サラリーマンの奥さん」

年金の届出は

お済みでしょうか？

■新しい国民年金

がスタートする四月以降に「サラリーマンの奥さん」の届出が必要ですが、現在、いずれの公的年金制度にも加入されていない「サラリーマンの奥さん」(第三号被保険者)は新しい国民年金がスタートする、今年四月一日以降に「サラリーマンの奥さん」の届出が必要

■「届」の用紙は三

部複写となっており、役場の窓口にならぬので届出をしていない方は、大至急届出をして下さい。

■「サラリーマン

の奥さん」の届出のしかた

「サラリーマンの奥さん」(第三号被保険者)の届出をされるときは、「届書」に必要事項をご記入のうえご主人のお勤め先で確認をうけ、役場住民課の窓口に提出して下さい。

なお、ご主人のお勤め先で確認を受けない場合には、「届書」

に①健康保険の被保険者証と②ご主人の年金手帳をそえて、役場住民課年金係に提出して下さい。

■「届」がされなかったとき、

どうなる
新しい国民年金では二十歳から六十歳までの人は誰もが国民年金に加入します。

「サラリーマンの奥さん」(第三号被保険者)はご主人の加入する厚生年金、共済年金の制度が年金に必要な費用の肩代りをしてくれます。この「サラリーマンの奥さん」の届をされませんと、あなたご自身で保険料を

り、いずれの年金制度にも加入していない未加入者となって、将来年金を受けられなくなることも考えられます。正しい手続きをきいて、ご自分の「年金」を守りましょう。

■「サラリーマンの奥さん」とは……

サラリーマンの奥さんでもご主人が厚生年金や共済年金に加入しているだけでは、国民年金の「サラリーマンの奥さん」(第三号被保険者)にはなれません。国民年金では、職場の厚生年金あるいは共済年金に加入されている人、また、一定の収入のある人は、「サラリーマンの奥さん」の扱いにはしません。難しい言葉でいえば、被扶養配偶者であることが絶対の条件となっています。これは、健康保険、共済組合の被扶養者となつてい

る人ということが一応の目安となります。
いままで加入してきた
年金はどつなる

■納めた保険料は「年金額」に生かされる

新しい国民年金では、「サラ

リーマンの奥さん(第三号被保険者)も含め、二十歳以上六十歳未満の人は誰もが国民年金に加入します。

これまでの国民年金では、加入する人は保険料(六十一年三月まで一月当たり六、七四〇円)を納めることが必要でした。新しい制度では四月からこの保険料が七、一〇〇円となりますが、この保険料を個別に納めるのは農業や商業などを営む自営業の人、つまり第一号被保険者となります。サラリーマンや公務員など厚生年金や共済年金に加入する第二号被保険者の人、また、その奥さんで第三号被保険者の人はご自分で国民年金の保険料を納めなくても、ご主人が加入する厚生年金、共済年金の制度が必要費用を一括して負担します。

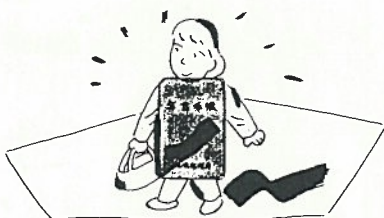
■これまでの加入期間は引き継がれます

これまでの国民年金の加入期間や厚生年金、共済年金の加入期間は新しい制度になつても引き継がれ、加入期間に応じた年金が支給されます。

■これは誤解です！ご主人の

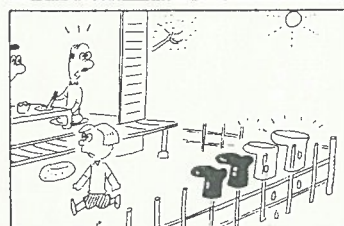
給料袋から奥さんの保険料が天引きされるわけではありません
せん

一部に「サラリーマンの奥さん」(第三号被保険者)としての届をすると、ご主人の給料からその保険料が天引きされるから、届出をしないという人がありますが、これはまったくの誤解です。新しい制度の厚生年金、共済年金では、奥さんがいても、独身でも、保険料率は一定です。保険料は男性、女性、それぞれ決められた率を給料に掛けて計算されますので、奥さんの分の保険料がご主人の給料から天引きされるわけではありません。ご主人の加入する厚生年金や共済年金が制度全体として負担する仕組みをとっています。



さわやか君

西村 宗



人権擁護委員制度を 御存じですか

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

全国の人権擁護委員は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせております。

わたしたちの村にも村長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

西郷村大字小田倉字後原66
林 邦 郎
電話 25-2041
西郷村大字熊倉字火打山61
小 針 大 一
電話 25-1212
西郷村大字真船字芝原957
萩 原 時 子
電話 25-0203
相談は無料で、秘密は守られますのでお気軽に御相談下さい。

子どもの しあわせをもとめて

家庭児童相談室紹介

●家庭児童相談室とはこんなところですよ。

社会福祉事務所及び福祉事務所には、**家庭児童相談室**があります。どの子どもも健やかに育つように、もし、問題があっても早目に気づき、早い時期に治療されるようおすすめします。

家庭児童相談室には、社会福祉主事との専門の家庭相談員がおり、家庭における人間関係や子どもの正しい養育についての相談に応じ指導援助をいたします。

なお専門的な問題については、**児童相談所**と連絡をとり解決をはかっています。

●家庭児童相談室を気軽にご利用ください。

- 相談は、**家庭の方々**に限らず、**学校、幼稚園、保育所、児童館**など、どなたからの相談にも応じます。特に学校の先生方、幼稚園、保育所の保母さん等からの積極的な相談をお待ちしています。
- 相談あるいは調査や診断で知り得た個人の秘密は漏らしません。気軽に利用してください。
- 相談に応ずる費用は**一切無料**です。
- 毎日午前8時30分から午後5時まで（土曜日は正午まで）相談

をしております。但し日曜祭日は休みです。

◎ご相談・ご連絡先

(社会福祉事務所・福祉事務所・住所・電話)
福島県白河社会福祉事務所
白河市字昭和町269
(☎0248-22-2111 内線225)
福島県東白川福祉事務所
東白川郡棚倉町関口字上志室50の1 (☎0247-33-2226)

おし
らせ



住民課福祉係から

補聴器の相談・修理を
下記の日程で行います。

月 日	場 所	時 間
61・ 7月4日	西郷村役場 住民課前	午後 1時～2時
8月1日	〃	〃
9月2日	〃	〃
10月1日	〃	〃
11月5日	〃	〃
12月4日	〃	〃
62・ 1月9日	〃	〃
2月4日	〃	〃
3月6日	〃	〃

★身体障害者手帳（お持ちの方）
・印鑑をご持参下さい。
なお、くわしくは住民課福祉係へお問い合わせ下さい。
電話(25)1111 (内)243 (有)5117